

宣言しました!「健康づくりのまち」

町では、町民の皆さんとのライフスタイルにあった心と体の健康づくりを支援するため、体力づくり、生きがいづくり、予防対策等の各種健康づくり事業を開催していますが、今後一層進展する少子高齢化社会に対応し、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、10月23日に開催されたふれあい広場で「健康づくりのまち」を宣言しました。

健康づくりのまち宣言

水と緑にかこまれた豊かな自然の中で、心身ともに健康で、幸せな生活を送ることは、すべての町民の願いです。その実現のためにには、町民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意欲を持つ、健康づくりの知識習得、食事・運動などの生活習慣改善するといった積極的な取り組みを、町全体で、みんなで助け合いながら進めることができます。また、行政がこのような健康づくりの環境を提供することが求められています。少子高齢化が急速に進む社会情勢の中、生涯を通じて健康で安心して暮らせるまちを、町民、地域、行政が一体となつてつくるため、寄居町は「みんな健康!元気いきいき寄居町!」を合言葉に「健康づくりのまち」を宣言します。

1. 『自分の健康は自分でつくる』と、その実現のためには、町民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意欲を持つ、健康づくりの知識習得、食事・運動などの生活習慣改善するといった積極的な取り組みを、町全体で、みんなで助け合いながら進めることができます。また、行政がこのような健康づくりの環境を提供することが求められています。
2. 少子高齢化が急速に進む社会情勢の中、生涯を通じて健康で安心して暮らせるまちを、町民、地域、行政が一体となつてつくるため、寄居町は「みんな健康!元気いきいき寄居町!」を合言葉に「健康づくりのまち」を宣言します。

1. 自然に、スポーツに親しみ健康的な身体をつくります。
2. 健康診査を毎年受けて、自分の健康を考えます。

開催します! 健康診査結果説明会

健診結果にはさまざまな生活習慣を発見するヒントが隠されています。健診結果の疑問点や「ちょっと気になるところ」をそのままにせず、ご自分の健診や生活習慣について考えてみませんか。当日は、質疑応答の際に直接自身の健診結果を質問することができます。ぜひご参加ください。



1. 「栄養」「運動」「休養」のバランスが取れた健全な生活習慣を身につけます。
2. 国民年金には次のようなメリツトがあります。
 1. 老後をずっと支える終身保障
 2. 不測の事態に備える保険としての年金

1. 老後をずっと支える終身保障
2. 不測の事態に備える保険としての年金

質問

国民年金のメリットは何ですか。

1. 老後をずっと支える終身保障
2. 不測の事態に備える保険としての年金

質問

将来、公的年金制度が破綻してしまったのではないか心配です。

1. 老後をずっと支える終身保障
2. 不測の事態に備える保険としての年金

質問

将来、公的年金制度は、支払っておき、老後にそれを年金としてお支払いしているのではありません。

1. 老後をずっと支える終身保障
2. 不測の事態に備える保険としての年金

質問

将来、公的年金制度が破綻してしまったのではないか心配です。

年金

あれこれ

質問

国民年金の付加保険料とはどのようなものですか。

1. 納めた保険料は社会保険料控除の対象
2. 不測の事態に備える保険として認められます。

回答

月々の国民年金の定額保険料に

1. 加えて、月額400円を納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。この月額400円の保険料を付加保険料といいます。付加年金は、200円×納付月数で計算され、2年以上受給すると支払った付加保険料以上の付加年金を受け取れます
2. (国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納付することはできません)。

質問

年金手帳をなくしてしまったときはどうしたらよいですか。

1. 年金手帳をなくしてしまったときは再交付できます。町の保険年金課に備え付けの「年金手帳再交付申請書」に記入していただければ、年金手帳が申請者の自宅に郵送されます。

質問

年金手帳をなくしてしまったときはどうしたらよいですか。

1. 年金手帳をなくしてしまったときは再交付できます。町の保険年金課に備え付けの「年金手帳再交付申請書」に記入していただければ、年金手帳が申請者の自宅に郵送されます。

パブリック・コメント手続を実施します!

寄居町建築物耐震改修促進計画(案)についてパブリック・コメント手続きを実施します。既存建築物の耐震化の目標や施策についてご意見をお寄せください。

手続方法

1. 募集期間／11月21日(月)～12月20日(火)(必着)
2. 資料の公表／
 - 町公式ホームページ(<http://www.town.yorii.saitama.jp/>)または、都市計画課、男衾・用土両連絡所で閲覧が可能です。
 - ※閲覧できる日時は、各窓口の業務日時となります。
3. 意見の提出方法
 - 意見提出用紙に案件名、住所、氏名、連絡先、勤務先・学校名等(町外の方のみ)を明記のうえ、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかの方法で都市計画課へ提出してください。
 - 意見提出用紙は町公式ホームページのほか、資料を公表している場所にあります。
 - ※任意の用紙でも提出できますが、上記の必要事項を明記してください。
 - ※電子メールの件名は「耐震改修促進計画についての意見」としてください。
4. 注意事項
 - 意見を提出できる方は、町内に在住・在勤・在学の方、町内に事務所や事業所を有する個人・法人その他の団体です。
 - 電話や窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
 - ご意見への個別の回答は行いません。
 - 公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。※寄せられたご意見の概要は、個人情報に関するものを除き、後日町公式ホームページ等で公表します。

問い合わせ／都市計画課(☎581-2121内線243、FAX581-1173、電子メール toshikei@town.yorii.saitama.jp)へ。

